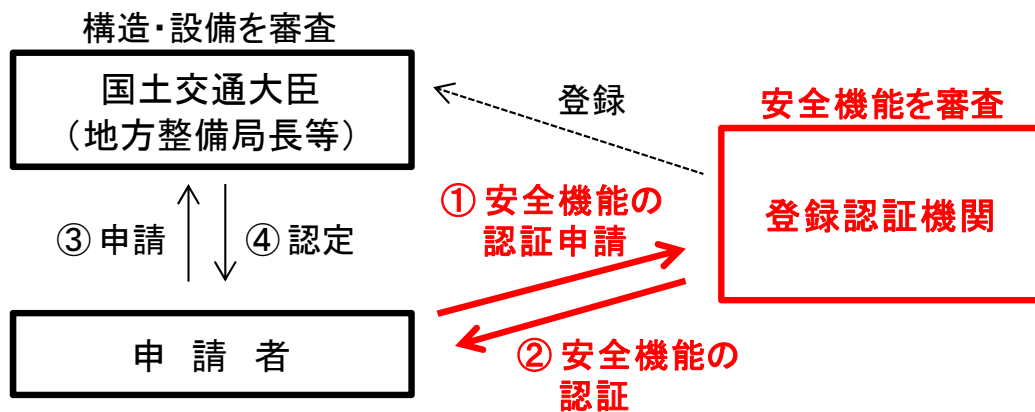


大臣認定の申請手順

- ① 登録認証機関へ安全機能の認証を申請
- ② 登録認証機関において安全機能を認証（認証証明書の発行）
- ③ 地方整備局等へ大臣認定を申請（認証証明書を添付）
- ④ 地方整備局等において大臣認定（認定書の発行）



図：大臣認定の申請フロー

注1)

登録認証機関による安全機能の認証を受けず大臣認定の申請を行う場合は、以下の内容を含む技術文書により、申請装置の規格が安全機能に関する基準の各要求事項に適合することの説明を行うことが求められます。

- ① 装置の詳細図面（安全基準の要求事項への適合を要する部位及び採用した規格が明示されたもの）
- ② 機械類の安全性に関する国際規格（ISO 12100）に基づくリスクアセスメントの検討結果
- ③ 現物試験の実施報告書
- ④ 十分な知見を有する専門家による評価書

注2)

自動車用エレベーターに関しては、安全機能の認証は不要です。